第1章 はじめに

1.景観計画策定の背景と目的

桜井市は、「古事記」や「日本書紀」、「万葉集」などに数多く登場し、12 代もの宮都が置かれた「国のまほろば」の地、人々の心のふるさとであります。神山「三輪山」の麓に開かれた日本最古の市場「海柘榴市(つばいち)」は、山の辺の道をはじめ、いくつもの古道が交差する交通の要衝でした。これらを物語る遺跡や社寺、古道には、川端康成氏や棟方志功氏ら著名人の揮毫(きごう)による約60 基もの記紀万葉歌碑がひっそりと建てられ、訪れる人々を一層楽しませています。また、桜や牡丹、紅葉など、人々の心に安らぎを与えてくれる「花」が四季折々に咲いているところでもあります。

こうした歴史的文化遺産が豊富な本市における良好な景観の形成を促進するため、美しく風格ある都市の形成、潤いある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を目指し景観計画を 策定するものです。

2 . 景観計画及び景観条例の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体(桜井市)が策定する計画で、都市景観の形成に関する基本的な方針や行為の制限等を示した計画です。また、本計画は、上位計画である「第5次桜井市総合計画」に即するとともに、「都市計画マスタープラン」等の関連計画をはじめ、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法など、関連する法制度と連携しつつ、市民やNPOなどとの協働によって取り組んでいきます。

景観計画の位置づけ

第5次 桜井市総合計画 即す 【関連計画】 【関連法】 【桜井市景観計画】 都市計画マスタ 自然公園法 景観計画の区域 連携 連携 良好な景観の形成に関する方針 ープラン 古都における歴史的風土 良好な景観の形成のための行為 観光基本計画 の保存に関する特別措置 の制限に関する事項 環境基本計画 景観重要建造物又は景観重要樹 法 木の指定の方針 等 農業振興地域整 都市計画法 一体的な運用 備計画 等 奈良県自然環境保全条例 建築基準法 【桜井市景観条例】 屋外広告物法 等 協働の景観まちづくり (市民・NPO・事業者・行政)

1

3. 「景観」とは

「景観」とは、山、川などの自然や、建築物、道路、まちなみなど人工的なものまで、日常的な生活の場のなかで見ることのできるすべての景色(目に映る環境)のことです。その要素は三輪山や大神神社などの代表的な景観資源だけではなく、季節ごとに移り変わる田園風景をはじめ、まちなみや道筋など、人々の暮らしや営みに係る様々な生業も含めたものです。



歴史・風土・文化・伝統・暮らしなどが一体 となって人の目に映るもの

景観資源 (山、川、空、建物、 道路 など)



見る対象 = 人間

「景観」は・・・

景観は地域の誇りや文化が映し出されたものです

「景観」は、山林や河川等の自然、道路や公園、建物や広告物等、まちを構成する様々な要素から成り立っていますが、総合的に捉えれば、そこに住み、働き、憩い、ふれあうといった我々の日常の活動が目に見える形となった環境です。

さらに言いかえれば、景観は人々の生活や暮らしに溶け込み、そうした中で形づくられて きたもので、地域の誇りや歴史・文化が映し出されたものともいえます。

景観は市民共有の財産です

「景観」は、その地域に暮らす住民や、観光客などの来訪者、事業者、行政等多様な主体の意識や行動に影響されて形づくられる共有の財産です。また、良い景観は、地域の歴史・文化・風土などを背景に、そこに暮らし係わる人々の価値観を反映した、形やデザインの調和のとれている環境といえます。

